

## 日本型直接支払制度について

農業には、農産物を生産する産業であることに加え、国土の保全や水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の「多面的」な機能が備わっている。政府は、この多面的機能を維持する交付金を拡充する「**日本型直接支払制度**」を創設した。従来の「農地・水保全管理支払交付金制度」と同様に、農業に関わる多面的機能を維持するための共同活動を支援する制度である。多面的機能は経済的評価が難しいところであるが、農業の洪水抑止機能をダムに置き換えた場合、年間約8兆円にのぼる経済的価値を持つという試算もある(2001:日本学術会議)。「**日本型直接支払制度**」の考え方は、**国民の多くが恩恵を受ける農業の多面的機能を税金で支えること**。産業支援の政策ではなく、農村地域を支える政策となっている。

あきたの  
うりいかち  
号外  
2014上半期

## 日本型直接支払制度

## 「多面的機能支払」特集

平成19年から始まった農地・水保全管理支払交付金制度に変わる多面的機能支払制度とはどのようなものなのでしょうか。「秋田の土地改良」号外第一版として、当制度の概要と土地改良区との関わりを当ててます

多面的機能支払

### 制度の全体像

※国の農地維持支払交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付単価

創設

#### 農地維持支払

※3000円

単位：円/10a

多面的機能を支える共同活動を支援します。  
※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押し

#### 【支援対象】

・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の砂利補充等の基礎的保全活動  
・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成等

組替

#### 資源向上支払

※2400円(1800円)

( )内は継続地区単価

単位：円/10a

地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る共同活動を支援します。

#### 【支援対象】

・水路、農道、ため池の軽微な補修  
・植栽による景観形成、ピオトープづくり  
・施設の長寿命化のための活動等

※現行の農地・水保全管理支払を組替え・名称変更します【25年度は県内で655組織が活動】

現行制度維持

#### 中山間地域等直接支払

中山間地域等の条件不利地域(傾斜地等)と平地とのコスト差(生産費)を支援します。

現行制度維持

#### 環境保全型農業直接支援

環境保全効果の高い営農活動を行うことに伴う追加的コストを支援します。

※5年後に支払の効果や取組の定着状況等を検証し、施策に反映します。

「農地維持」は農地の管理を支援。集落で行う水路の泥上げや農道の草刈りなどに対し補助を行う。主に水田に対する補助で「農地・水保全管理支払」に変わり、「農地維持」では畑や、家畜の放牧に使われる草地なども対象になる。最大のポイントは農業者のみでも活動組織として成り立つこと。「資源向上」は先ほどの「農地・水保全管理支払」を衣替えし、農地の防災機能を高めたり、農村環境の改善を支援する。水田のあぜや水路の補修、地域に花を植えたりする活動を行う。農家以外の地域住民らも参加することが条件。

### 今後の改良区と多面的機能支払制度の関わり方

土地改良区の維持管理費の負担軽減につながる多面的機能支払制度への積極的な関わりは組織と連携して取り組むことで、

より効果的な制度運用が可能となる。また、土地改良区が担う土地改良施設の維持管理と密接に関係することから、施設の管理者として組織に参画する他、専門的な技術力や知見を生かした技術指導、事務受託等で支援を行うことにより、土地改良区・活動組織の双方にメリットがある。

#### ！事務受託を受けるメリット！

- ・維持管理費が軽減される
- ・地域保全活動に参加する事により、**地域住民との交流が活発化**し、土地改良区の啓発・普及に繋がる
- ・数組織をまとめて(200ha以上)保全組織になれば、事務を個人で行うよりも**事務量が低減**される

#### ！事務受託を受ける不安要素！

- ・現在行っている作業だけでも手いっぱいなのに、他の組織の事務を受け入れるだけの余裕がない
- ・組織の仕組みや、事務等の進め方が分からない
- ・時間がかかりそう

↓ 土地連から改良区への支援

- ①事務受託をしている改良区を対象に、**講習会を開催**(詳細は決まり次第随時連絡)
- ②活動組織用**経理ソフト『midori』**で事務の負担軽減や簡素化を図る

事業に関わって変わったことは？

にお聞きしました

- ・スタート時点は8組織として取組んでいたが、統合して1組織にすることにより、事業推進及び事務量の簡素化が図られた
- ・事業の導入により、土地改良区の維持管理費の軽減に繋がり、きめ細かく施設の現状を把握出来るようになった
- ・地域共同活動の取組が年々実を結び、土地改良区の位置づけを地域全体に理解してもらえる様になった
- ・事業の導入が今の農村社会の原動力となり、地域保全の中核になっている



今後の活動の推進について

- ・事業の活動項目がマンネリ化してきているので、新たな取組や共同活動が出来ないか思案している
- ・学校教育にもっと力を入れ、将来を担う人材育成に努めたい
- ・土地改良区として、この事業の啓発普及により力を入れ、長期的に取組んでいけるよう、地域にも運動を促していきたい

お悩み解決コーナー

Q. 多面的機能支払と日本型直接支払の関係は？

A. 農地・水保全管理支払い交付金に関わる部分に変更され、「多面的機能支払」となり、「日本型直接支払」の3つの内の1つになっています。(他2つは「中山間地域等直接支払」と「環境保全型農業直接支払」。前P参照)

Q. 農地の法面や畦畔は事業の対象とすることが出来るのか？また、個人の活動に対して交付金の使用は可能か？

A. 地域間の合意を持って設定した範囲で活動を行って頂くことが前提で、農地法面や畦畔など、個人の財産に対して共同で行うならば可能です。ただし、共同の活動ではない、個人の活動への使用は不可能です。(「共同」とは同一家族を除く2人以上のことを言っています。)

同一日に共同での活動が不可能な場合は、一定期間の期限を持って共同の活動とすることも可能です。

Q. 畑は対象外の制度なのか？

A. 畑も対象となっています。畑には樹園地も含まれており、田の単価とは別に畑の単価も決まっています。

農地維持支払…2000円(10aあたり)

資源向上支払…新規地区1440円(10aあたり)

継続地区1080円(10aあたり)

Q. 改良区の管理する施設に対して活動は可能か？

A. 土地改良区の管理する施設を活動の対象とする場合は、市町村との協定の他に、改良区との協定を結ぶ必要があります。

Q. 旧農地・水保全管理支払交付金が切り替わり多面的機能支払となるのだが、旧農地・水保全管理支払交付金の残金の取扱はどうなるのか？

A. H25年度における旧農地・水保全管理支払交付金の残金は、多面的機能支払の活動費として使用することが可能です。ただし、5年間を経過した場合、その残金は返還することになります。

Q. コメの所得補償(減反政策)が大きく変わったが、そのことに対応して農家の面積に応じた所得補償という制度ではないのか？

A. 多面的機能支払交付金は、単に農家が作物を作れば交付金を受けられるものではなく、地域の農業者等が農地・水路・農道等を共同で管理する地域活動に対し支援を行う事業です。

詳しくは、

秋田県農地・水・環境保全向上対策地域協議会まで

電話番号：018-888-2748



水土里ネット秋田(秋田県土地改良事業団体連合会)

〒010-0967 秋田市高陽幸町3-37 電話：018-888-2750

HPアドレス <http://akita-midori.net/>